

電気供給業を行う法人の事業税の課税方式の改正について(R2.4.1～)

課税方式の改正について

令和2年度税制改正により、電気供給業（小売電気事業及び発電事業に限る。）に係る法人事業税について、資本金（※1）資本金1億円以下の場合には所得金額課税、1億円超の場合には外形標準課税を組み入れることとなりました。この改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。

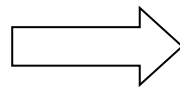
（※1）資本金……各事業年度末の資本金の額又は出資金の額

①資本金1億円以下の場合

【～R2.3.31】

収入割額のみ

収入割 1.0%



【R2.4.1～】

収入割額+所得割額

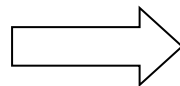
収入割 0.75%	所得割 1.85%
--------------	--------------

②資本金1億円超の場合

【～R2.3.31】

収入割額のみ

収入割 1.0%



【R2.4.1～】

収入割額+付加価値割額+資本割額

収入割 0.75%	付加価値割 0.37%
	資本割 0.15%

税額計算について

法人の種類	税区分	税率	課税標準
上記①の法人	法人事業税収入割	0.75%	収入金額（※2）
	法人事業税所得割	1.85%	所得
上記②の法人	法人事業税収入割	0.75%	収入金額（※2）
	法人事業税付加価値割	0.37%	付加価値額 （報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料）
	法人事業税資本割	0.15%	資本金等の額
上記①②いずれも	特別法人事業税	40.0%	法人事業税収入割

（※2）収入割の課税標準となる収入金額の算定方法は従来通りです（裏面参照）。

なお、電気供給業とその他の事業を併せて行う場合、その他の事業に係る所得割（及び付加価値割、資本割）の税率は、上記税率ではなく、従来通りの所得金額課税法人（又は外形標準課税法人）の税率を適用します。

申告書に添付する書類

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類の添付が必要となります。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ① 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6） | ④ 収入金額算定の基礎資料（雑収入内訳等） |
| ② 貸借対照表及び損益計算書 | ⑤ 所得金額課税を併せて行う場合 |
| ③ 法人税申告書別表4の写し | → 区分計算書（県HP参照） など |

収入金額について

$$\text{収入金額（課税標準）} = \text{(A) 収入すべき金額の総額} - \text{(B) 控除すべき金額}$$

◎課税標準となる収入金額

原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。具体的な計算としては、(A)収入すべき金額の総額から(B)控除すべき金額を差し引いた金額が課税標準となる収入金額となります。

(A) 収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入となります。

なお、収入への計上の際、料金と併せて収入する消費税の金額は、収入金額に含めませんので、御注意ください。

ただし、このうち、免税事業者等で消費税として納税しない金額については、収入金額に含めてください。

(B) 控除すべき金額

次の収入金額等となります。

- 国又は地方団体から受けるべき補助金
- 固定資産の売却による収入金額
- 保険金
- 有価証券の売却による収入金額
- 不用品の売却による収入金額
- 受取利息及び受取配当金
- 需要者等から収納する工事負担金等
- 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等
- 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金

電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合

原則	電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）のそれぞれの事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれの事業部門ごとに課税標準及び税額を算定してください。	①電気供給業→ 収入割及び所得割 又は 収入割、付加価値割及び資本割 ②その他の事業→ 所得割（及び付加価値割、資本割） ・上記①と②の合算額により申告してください。
例外	主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の 軽微なもの である場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業の課税方式により課税標準及び税額を算定することができます。	・左記の“ 軽微なもの ”の判定は、一般に当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の 1割程度以下 であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しえないものとされています。

電気供給業とその他の事業の両事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を両事業部門の売上金額など最も妥当と認められる基準によってあん分してください。参考例として、区分計算書の参考様式を山梨県総合県税事務所のホームページに掲載していますので御活用ください。

—お問い合わせ先—
山梨県総合県税事務所 事業税課法人担当
TEL : 055-261-9116